

《論文》

## 博愛社における教育事業の展開

— 博愛社普通学校創立と「キリスト教主義」・「実業的教育」をめぐる —

倉持史朗

- 1 はじめに—研究目的と先行研究の整理
- 2 戦前期までの博愛社の教育事業の概略
- 3 博愛社普通学校設立をめぐる思索—『博愛雑誌』の記事を手がかりに
  - 1) 「主意書」・「略則」における博愛社設立構想
  - 2) 教育の主義—基督教主義と実業的教育
- 4 教育機関の設立経緯
  - 1) 博愛社普通学校の設立認可願い—1890年9月
  - 2) 2度目の博愛社普通学校の設立認可願い—1891年1月
  - 3) その他の教育事業
- 5 私立博愛社普通学校の開校
  - 1) 普通学校設立と開校
  - 2) 生徒の状況
  - 3) 普通学校の「休業」
- 6 おわりに

### 1 はじめに—研究目的と先行研究の整理

1890(明治23)年1月1日、博愛社(現在の社福法人・博愛社)は兵庫県赤穂の地に設立された。設立者・小橋勝之助(以下:勝之助)は、設立当初に作成した略則や主意書の中で博愛社の活動の基本構想として7つの事業(後述)を提示した。これらの基本構想のうち中核的な活動として位置づけられたのは学校設立及び教育活動である。設立の年の7月には構想通りに普通学校、9月には貧民学校が設立され、博愛社は文字通り教育結社としてのスタートを切ったと表現しても過言ではないだろう。

しかし、後述のように博愛社の教育事業に言及した研究は多くはない。このような傾向は博愛社研究に限定されることではなく、児童養護施設に関する史的研究全体の問題でもある。数少ない先駆的業績の代表例として菊池義昭氏の岡山孤児院の教育活動に関する一連の研究や、田澤薫氏の『仙台基督教育院史からよむ 育児院と学校』(2009)がある。田澤氏は同書の中で「社会事業の手法で子どもを救済しようとするとき、鍵となるのはやはり教育である」とし、「児童のための社会事業の実践において『学校』は特別な意味をもつ鍵概念である」と断じている(田澤 同上:172-176)。一方で近年の児童養護事業に目を向ければ、施設入所児童への教育支援・教育保障等のあり方について活発な議論が交わされている現状がある。このような状況において「教育」を標榜する博愛社の(学校)教育事業とその史的展開は三重の意味において重要な研究課題となるであろう。

以上のような研究課題を念頭に置きつつ、本稿では先行研究やこれまでの博愛社史研究会によ

る史料整理作業の中で確認できた博愛社所蔵史料をふまえ、勝之助らによる「博愛社普通学校」設立の経緯と入社児童への教育に関する思索などについて論じていきたい。

まず、本稿の分析の対象とする時期について確認しておきたい。『博愛社学校沿革史』を参照して、戦前期までの博愛社の(学校)教育事業についての全体的な流れをみていくと、赤穂時代(勝之助存命中)の普通学校時代を第1期、1900年4月の大阪における普通学校設立後を第2期、1910年4月の尋常小学校の認可・組織変更から第3期と区分している(以降、1941年3月の博愛社公民学校へ組織変更、1951年2月の学校法人博愛社学園小学校への組織変更、1968年11月の小学校廃止)。これらのうち、第1・2・3期の概略については後述する。さらに本稿では第1期、つまり博愛社創立から勝之助死後に大阪へ移転を行うまでの約4年間に焦点をあてて同社の教育事業の展開について明らかにしていきたい(巻末資料1 「博愛社教育事業関連年表1890年1月1日—1894年3月12日」参照)。

次に本論の展開に先立って、博愛社の教育事業に関する所蔵史料及び先行研究について概観しておく。本稿が対象とする期間の教育事業の展開と勝之助らの思索の有り様を知る手がかりとして『博愛雑誌』の存在があがる。また、本期と重なる時期に勝之助が残した日誌『天路歷程』(博愛社史研究会 2011)、小橋実之助(1895)、岡田二郎編(1902)、博愛社史研究会(室田編集代表 2010)の『博愛社所蔵史料仮目録』に記載されている「書類綴」群(番号D-7-40~43:本稿で所蔵史料を用いる場合は、左記の所蔵分類番号を付している)が、重要な手がかりを我々に与えてくれよう。さらに『百周年記念誌』(博愛社編 1990)や、西村(1994)なども存在する。西村(1994)は先にあげた所蔵史料などを用いて博愛社創立当初の教育事業について詳述した先駆的な業績である。本稿の分析する対象設定に関連した氏の業績を整理しておく、第1に、創立当初の博愛社の社員構成を明らかにし、入社した児童など17人の入社理由や背景について分析しており、これらの子の入社は勝之助のキリスト教伝道活動の成果として評価している点である(西村 1994:247-259)。第2に、勝之助らが「家族共同体的発想」(1994:249)に基づいて、資力に乏しい少年らを対象として寄宿舎付きの「慈善的」普通学校を設立したことが、その後の博愛社の事業展開の「基礎作り」をしたと評価している点である(1994:269)。ただし、西村(1994)の問題点として本稿の中心となる博愛社普通学校の設立経緯に関する記述や大阪移転に至る期間の時系列データに誤りがあること、勝之助ら博愛社の教育事業に携わった人々の教育理念や教育の方針等に関する言及に対してほとんど検討されていないことなどがあげられる。

## 2 戦前期までの博愛社の教育事業の概略

本稿では博愛社の教育事業の草創期に焦点をあてるものであるが、本章では先に戦前期までの博愛社の教育事業の概略について述べておきたい。

詳細は次章以降に譲るが、小橋勝之助が赤穂郡矢野村ノ内瓜生村において「私立博愛社普通学校」開設に動いたのは1890(明治23)年7月頃である。ただし兵庫県より私立学校設立認可が正式に下りたのは翌年の5月であった。この学校は勝之助逝去した後に博愛社が大阪へ移転(94年3月)するに伴って消滅している。

なお博愛社は90年9月には「貧民学校」の設立にも着手しているがこちらは同年内に頓挫し

た形となっている。貧民学校は後述の「主意書」では「慈善的夜学校」に該当するものであり、赤穂郡塩屋村に設立する手はずであった。同校の主任として勝之助の事業に協力したのは澤田寸二であり、同校はこの澤田の郷里に創られたということになる。この澤田寸二という人物について『博愛社要覧』(1941)は、「西播の野に、社長小橋勝之助氏が叫びし博愛社創立の声に天下誰答ふるものなきの時最初のその協力者として選びを受くるや敢然博愛社のために力を致し、その創業に深き援助を与へられし」とその功績を称えている。澤田は同村で代々製塩業を営む家に生まれ、1888年から同志社に進んで新島襄から指導を受けたのち、勝之助の発起に呼応して博愛社の事業に身を投じた。

1893年3月に勝之助が逝去し、兄の事業を継承した小橋実之助が移転先の大阪府西成郡神津村(現在の施設所在地)に教場を設けて大阪府へ博愛社普通学校設立願いを提出したのは1899年4月である。同月のうちに私立学校令第2条に基づいて大阪府知事・菊池侃二より認可が下りた(大阪府指令第334号)。この設立認可と同時に実之助は校長(同左第342号)として、林歌子が教員(同左第343号)として認可された。ただし普通学校が再置されても、学齢児童については近隣の村立神津小学校へ通学させていた(1901年1月より)。

しかし、東北大凶作の被災児童受け入れや、1907年の小学校令改正によって尋常科の修業年限が4年から6年間へと変更された事に伴い、村立小学校へ入所児童が通学することが困難となった。そこで林歌子らが募金活動のために台湾へ赴き、多大な経済的支援によって「台湾館」を建設、1910年の3月に大阪府に対して尋常小学校の設立認可を申請した。4月23日、府知事・高崎親章は「普通学校ノ組織ヲ変更シ尋常小学校トナスノ件」の認可を出し(大阪府指令学甲第470号)、法令上は国民教育(義務教育)の一翼を担うこととなった博愛社尋常小学校には、文部省より教育勅語謄本が下付された(同年8月)。以後、国の定める儀式規程に従い、紀元節や天長節などの皇室に関係する行事が終戦まで同社小学校でも行われることになる(1941年3月に「博愛社公民学校」に改称)。

### 3 博愛社普通学校設立をめぐる思索—『博愛雑誌』の記事を手がかりに

#### 1) 「主意書」・「略則」における博愛社設立構想

他の先行研究がすでに指摘するように、小橋勝之助は1890(明治23)年1月1日に博愛社の創立を宣言した。『博愛雑誌』創刊号に綴じ込まれていた「博愛社略則」には、同年1月1日付で勝之助が記した「前文」が掲載されている(小橋 1890a)。

人の是の世にあるや万国万民は皆兄弟なり姉妹なり而して我儕の父は天に在り主イエスキリスト曰はく我爾曹を愛する如く爾曹も相愛すべしと然らば即ち人々互に相愛し相蔑み貧窮困苦のもの鰥寡孤独のもの罪惡に沈淪するものを憐恤救助するは我儕の天父に対する義務なり

余は不肖と雖ども天父の御導きによりて夙に博愛慈善の事業に志し既に五年の星霜を経たり其の間種々の事に遭遇して益々志を堅固にし今日に至りては凡ての準備略ぼ整ひ事業に着手すべき時期到来せり故に奮つて身心を犠牲に供し以て其事業に着手し着々歩を進め

爾来十ヶ年の星霜を期して之れが大成を図り国家の為同胞の為微力を尽さんと欲す博愛慈善の諸愛兄弟よ願くは余の微衷ある所を諒知せられ賛成助力あらん事希望の至りに耐えず  
明治二十三年一月一日 小橋勝之助

また、同誌に掲載された「博愛社の主意書」(小橋 1890b)ではその設立目的とそれらを達成すべく行う事業について勝之助は明示しており、それらは下記の7事業である。

- 第一に文庫を設けるなり
- 第二に博愛雑誌を刊行するなり
- 第三に慈善的夜学校を設けるなり
- 第四に慈善的高等普通校を設けるなり
- 第五に貧民施療所を設けるなり
- 第六に感化院を設くるなり
- 第七に孤児院を設くるなり

これらの事業のうち、「博愛社の目的は夜学校通学生徒を除き高等普通校の寄宿生四十人感化生三十人孤児三十人合計百人を教育するを以て最極の目的とし」(下線部分:筆者)、これらに対する教育や感化の方法について博愛雑誌を通じて社会に報告するとしている(小橋 1890b:5-6)。特にその教育事業の中核となる「高等普通校」の教育方法については、「智徳の養成」と並んで「実業生産的の教育」を行うために午前は修学、午後は実業(農業・手工など)、夜は再び修学させ「智あり徳あり且つ身体健康にして独立自治の精神に富める人物」を養成することを目指すとした(小橋 1890b:5)。また、「高等普通校」の設立から感化院・孤児院の設立までは、10年の歳月をかけてこれを完成させるという構想を披瀝している。

さらに「博愛社の希望」(小橋 1890c)によれば、この勝之助の構想では感化院は普通学校の付属、孤児院は女学校の付属施設として設置するとしていた。「感化院を博愛社普通学校に附属せしめんとする所以は放蕩生懶惰生を感化するには基督教によりて其の精神を感化し実業的教育によりて悪習慣を矯正し善良の習慣を養はしめざる可からず殊に善良の生徒の起居動静を傍に於て見習はしめ無覚の感化を受けしむるは感化上尤も必要なり是れ其の附属とせんとする所以なり」とその理由について述べている(小橋 1890c:7)。また、孤児院についても「孤児院を女学校の附属とせんとする所以は女生徒をして修学の傍ら実際につきて子女を養育するの道を学ばしめ一家を治め子女を養育するは女子の本文なる事を十分に自得せしめんとするに在るなり」(小橋 1890c:7)と述べ、現代的な用語を用いれば、勝之助が当初から総合的児童教育・福祉施設の建設を目指していたことが窺える。これらの事業に臨む勝之助の中には「及ぶだけ人を養ひ清き生涯を送り以てキリストの栄光を顕はさんとす是れ余の天父より命ぜられし責任なり」という強い決意があった(小橋 1890b:5-6)。

## 2) 教育の主義—基督教主義と実業的教育

勝之助は、自らが設立する普通学校という舞台で、どのような思いを抱いて教育事業を展開しようとしたのか。勝之助らが7つの事業に関する基本構想を打ち出した背景には、彼らなりの問題意識が介在している。つまり、当時の日本社会の状況に対する彼らなりの鋭いまなざしがそこに向けられているのであり、その問題状況を打開するためのアクションとして博愛社設立につながったはずである。その一端は、後述する「私立学校設立認可願」や「学校規則」等で知ることができるが、本節ではまず、普通学校設立前後に刊行された『博愛雑誌』上の記事を手がかりにして、彼らの教育活動の背景にあった問題意識について検討していく(巻末資料2「『博愛雑誌』上での教育事業関連記事」参照)。また、その問題意識に基づいて、どのような教育方針や活動を彼らが考えていったのかという点について検討していきたい。

まず、先に見た「主意書」(小橋 1890b: 3)には、日本社会の「内面」に関して「道德腐敗し風俗類廢し、貧民は日に日に増加し罪囚は年々増加」という憂いが記されている。それに、「我国の二大欠点」(小橋 1890d: 7-9)では「経済の困難」が加えられた。さらに、「愛国心」(小橋 1890e: 3-6)ではそのタイトル通り西洋諸国と肩を並べるためには青少年の「愛国心」の養成が必要だと説いている。これら「貧民」の存在、「道德の腐敗」、「経済の困難」、「愛国心」などについて雑誌上で多くの議論が交わされていたわけではない。しかし、これらの問題意識が勝之助をはじめとする社員らに共有され、「基督教主義」と「実業的教育」という「二本柱」が教育事業の大方針として生まれてくることになる。

では、上のような問題意識によって勝之助ら教育事業を興したとすれば、彼らは教育事業に何を期待しどのような方策を考えたのか。まず、「貧民」の存在について。勝之助は「救貧策」(1890f: 3)の中で「貧民の如何は我国全体の盛衰に関係するものなるが故に之れが救済の方法を講究し以て我国の独立進歩を図るは目下の急務なり」と述べ、「殖産興業」、「貧民への伝道」、「貧民の疾病の施療」、「慈善的夜学校」設立という4つ方策によって、実効をあげることが可能だとしている。また、先述の「慈善的夜学校(=貧民学校)」の主任を任されるはずであった澤田寸二は、「貧民と実業的教育」(澤田 1891)の中で貧困の原因を「外因 働く機会を失ふもの」と「内因 働くことを欲せざるもの」とに分類し、貧困の主因は「無職と懶惰」にあると指摘する<sup>1)</sup>。そして「之が根治の方法は無職と懶惰を除去せるにあり…(中略)…余輩は之が根治の確實なる方法は精神の実業教育にあることを深く信ぜり」として、「精神の実業教育」の必要性を説いた。この澤田の「精神的」という文言は後述する「基督教主義」を意味している。この点からも創業者勝之助の教育理念が他の社員達にも浸透していることが理解されよう(澤田 1891: 3)。

次に「愛国心」について。勝之助(1890e: 5)によれば、「我国をして真正の文明国とならしめ欧米各国と対等の位置に進歩せしむるには二種の愛国者を要す」という。その1つは「天賦の愛国心を養ひ己れの身を修め一家を養ひ己れの職業に励み余力を以て社会公共事業に力を尽すもの」であり、もう1つは「国の大事と見ては奮然起きて己れの財産生命をも犠牲に供し熱血至誠以て国のために尽すもの」を指す。そこで、「教育の任に當るものは先づ自ら徳を修め愛国心を養ひ以て少年及び青年の愛国心を養成し…(中略)…二種の愛国者を出すは是れ教育家た

るものゝ責任なり」として教育の責任を説く(小橋 1890e : 5-6)。同様に、勝之助は「博愛社の希望」(1890c : 6-7)の中で「博愛社の取る所の徳育上の主義は基督教主義によりて之を施すなり神を信じ己れに克ち真正の平安を自得し天与の職業に励み忠君愛国の為に其の身を犠牲に供する真正の人物を養成する事は本社の希望して止まざる所なり」と述べている。つまり、愛国心の養成、忠君愛国の人物を養成するためには徳育の重視＝基督教主義教育が必要不可欠であると主張するのである。しかし、後述するようにこの論理は教育行政の側から理解を得ることができなかつた。

「道徳の腐敗」と「経済の困難」という問題についてはどうか。先にふれたように、勝之助は「我国の二大欠点」の中で、日本の二大欠点を「道徳の腐敗と経済の困難は是れなり」と指摘する(小橋 1890d : 7)。その上で、「後進の子弟に実業的教育を施し実業上の精神を養成するは目下急務中の急務なり実業的教育は独り実業を修練し併せて有益有効なる所の万有物に關して其智識を研くのみならず身体健康と強壯とを増進し智性と感情とを改良し道徳を養成するに尤も大なる益あり」と実業教育の意義を説く。つまり、「真に基督教主義の道徳に基ける実業的教育」は道徳の腐敗と経済の困難を救う「無二の秘法」であると勝之助は主張するのであり、その結果として「キリストの福音我国にあまねく宣伝し実業的教育盛んに起るに至り始めて国家安泰」が実現するという(小橋 1890d : 8-9)。

勝之助は、「社会の改良」(小橋 1891a)においても同様の主張を展開している。まず、「基督教の伝道と実業的教育は社会改良の二大要素であります」(1891a : 4)として、「基督教あまねく我国に宣へ伝えられ何れの地方にも実業的教育盛んに行はるゝに至り始めて懶惰放蕩無食遊民の輩飲酒博奕に耽ける者及び各種の犯罪者漸く其迹を没するに至るでありませう此の如くに至りてこそ社会の改良其实効を奏したりと云ふべきであります」と主張している(1891a : 5)。同じような主張は「伝道と実業的教育」(小橋 1891b)の中でもみることができる。

以上のように、勝之助らは彼らが抱いた問題意識に基づいて、教育事業を展開する際の基本方針として「基督教主義」と「実業的教育」という二本柱を掲げた。このような方針に依つた博愛社における学校教育は、個々の人々の勤勉・節約などといった生活態度の改善から、忠君愛国の奨励、貧困問題の解消や社会改良の実現、日本経済の立て直しといった国家・経済的な問題へとつながる遠大な目的(それらが単純で抽象的な主張であつたとしても)を持って計画・実施されたことを読み取ることができる。また、次章で検討するように、実際に行政側に提出した学校設立願いや学校規則などの内容にも、上記の基本方針(「基督教主義」と「実業的教育」)が具体的に反映されていくことになった。

## 4 教育機関の設立経緯

### 1) 博愛社普通学校の設立認可願—1890年9月

博愛社を創立し、博愛文庫の整備や『博愛雑誌』の創刊(1890年5月5日)という第1・第2の事業をスタートさせた勝之助が、学校設立に動いたのは90年9月からである。そこで、本章では勝之助らによる学校設立に向けた具体的な動きについて述べていきたい。

西村(1994 : 267)よれば、勝之助が「普通学校」設立認可のための準備を行ったのが90年9月

1日である。その翌日の9月2日、勝之助は矢野村役場(宛名は兵庫県知事・林董)へ「私立学校設置認可願」及び必要書類を提出した。しかし、設立認可が直ちに下りることはなく、西村(1994)もその理由については言及していない。事実、この9月に行った認可申請は失敗に終わり、勝之助は再度91年1月19日に認可願を行うことになる。この間の経緯についてはこれまでの先行研究で言及されることはなかったもので、詳しく述べていきたい。

まず、90年9月2日に勝之助が兵庫県に向けて提出した「認可願」の内容を確認しておきたい。勝之助らが教育について語る時、たえず念頭には先述の「基督教主義」が掲げられていた。そして、この「認可願」の冒頭及び同時に提出した「学校規則」等にも「基督教主義」が掲げられていたことに留意しておきたい。

①「私立学校設置認可願」(1890年9月2日)(小橋 1890g)

- 一 設置ノ目的 基督教主義ニ基キ資力ニ乏シキ青年ニ実業的教育ヲ施スヲ以テ目的トス(二重下線：筆者、以下も同様)
- 一 位置名称 本校ハ播磨国赤穂郡矢野村ノ内瓜生村七十番及ビ七十一番屋敷ニ設置シ博愛社普通学校ト称ス
- 一 学科 学期 課程 試験法 以上別冊ノ通り
- 一 教科用書籍又器具目録 以上別冊ノ通り
- 一 入学退学ノ規則 休日 授業料 教員職務心得 生徒心得 罰則 寄宿舍規則 以上別冊ノ通り
- 一 生徒ノ定員四十人(入学生徒ノ年齢ハ十二年以上十七年以下トス)
- 一 教員教員員数及給料 教員当分ノ間人当初ハ生徒ノ員数僅少ナルガ故ニ一人ニシテ之ヲ担当スルモ生徒増加スルニ及ヒ教員ヲ増加ス個月給金拾円 執事一人無給料 舎長一人無給料
- 一 教員ノ学力及品行 別冊履歴書ノ通り
- 一 敷地建物教場ノ坪数 敷地三百六十三坪建物建家二棟納屋三棟教場ノ坪数四十坪
- 一 経費ノ予算  
収入歳額金二百四十円 博愛社々員及ビ賛成員ヨリ支出  
支出歳額金二百四十円  
内  
金百二十円 教員給料  
金六十円 書籍器械費  
金六十円 其他各種ノ費用

右ハ今般赤穂郡矢野村ノ内瓜生村ニ於テ博愛社普通学校設置致度候ニ付例規ノ事項取調具申仕候間御認可相成度此段奉願候也

播磨国赤穂郡矢野村ノ内瓜生村七十番屋敷平民 博愛社々長 小橋勝之助

明治二十三年九月二日

- ②「博愛社普通学校規則(附録 学科表 教員職務心得 教員採用手続 教科用書籍器械目録 教員履歴書 校舎建物略図 博愛社々長履歴)(1890年9月2日)」(小橋 1890h)

### 第一章 教育ノ目的

第一條 本校ニ於テハ基督教主義ニ基キ資力ニ乏シキ青年ニ実業的教育ヲ施スヲ主要ノ目的トス

### 第二章 学科及学期

第二條 本校学科卒業ノ期限ヲ五ヶ年ト定ム 内予備科ヲ二年トシ本科ヲ三年トス

第三條 本校ノ学科ヲ別冊ノ通り定ム

第四條 毎学年ヲ三期ニ分チ第一学期ハ九月一日ニ始メ十二月二十日ニ終リ 第二学期ハ一月八日ニ始メ四月十五日ニ終ハリ 第三学期ハ四月二十日ニ始メ七月二十五日ニ終ハルモノトス

### 第三章 授業及休業

第五條 毎日授業時間ハ午前八時ヨリ正午十二時ニ至ル四時間ハ学業ヲ授ケ午後二時ヨリ五時迄ハ実業ヲ働カシメ午後七時ヨリ十時迄ヲ復習時間トス但日ノ長短ニ随ヒ適宜之ヲ伸縮スルコトアルヘシ

第六條 休業定日ハ日曜日 大祭日 夏期八月一日ヨリ三十一日迄ノ休業トス

### 第四章 試験法

第七條 試験ハ月次試験学期試験学年試験トナシ 月次試験ハ毎月月末 学期試験ハ学期ノ終ハリ 学年試験ハ学年ノ終ハリニ於テ之ヲ執行ス 但月次試験ノ得点ハ学期試験ノ得点ニ算入シ学期試験ノ得点ハ学年試験ノ得点ニ算入スヘシ

第八條 学年試験ニ於テ毎科百点ヲ以テ満点トシ毎科ノ得点五十点以上ニシテ平均六十点以上ヲ得タルモノハ昇級スルコトヲ得 但不足一科ニ限ルトキハ再試験ヲ許ス

### 第五章 入学及退学

第九條 本校予備科へ入学セントスルモノハ年齢十二年以上ニシテ小学尋常科ヲ卒業シ若クハ之ニ相当ノ学力アルモノタル可シ本科へ入学セントスルモノハ年齢十四年以上ニシテ小学高等科ヲ卒業シ若クハ之ニ相当ノ学力アルモノタル可シ

第十條 入学セント欲スルモノハ願書ニ履歴書ヲ添ヘ本校幹事ニ之ヲ差出ス可シ但入学ノ許可ヲ得タルトキハ左式ノ保証書ヲ差出スヘシ

在学保証書

何府県何郡何町村何番地何之誰子弟



姓名

年齢

右之者御校在学中諸規則ヲ為相守可申ハ勿論本人ニ関スル一切ノ事ハ拙者ニ於テ引受負担可仕候仍而保証書如件

何府県何郡何町村何番地

年月日 右保証人 姓名

博愛社普通学校御中

第十一條 退学セントスル者ハ保証人ヨリ退学届書ヲ本校ヘ差出ス可シ

第十二條 教員幹事等ノ諭誡ニ強抗シ若クハ怠惰不品行ニシテ修学ノ目的ナキモノハ退学セシム但シ保証人其退学通知ヲ受タルトキハ直チニ本人ヲ引取ルヘシ

第十三條 伝染性ノ病ヲ発スル者ハ全癒迄昇校スルヲ許サス但寄宿生ハ全癒迄退舍セシムヘシ

## 第六章 学資

第十四條 本校ニ寄宿シテ学ハントスルモノ、学資ヲ左ノ如ク定ム

一 金貳円 食料(物価ノ高低ニヨリ増減アル可シ)

一 金十銭 舍費

但シ本校ハ有志者ノ義捐金ニ由リテ設立スルモノ故授業料ヲ受ケス

第十五條 本校ニ寄宿シテ学ハントスルモノハ蒲団、机、書籍、筆墨紙ヲ携フ可シ但シ之ヲ自弁スル能ハサルモノハ之ヲ貸与スルモノトス

## 第七章

第十六條 生徒ハ常ニ本校ノ規則及ヒ教師ノ教誡ヲ守リ心意ヲ誠ニシ言行ヲ正シクシ師友ニ対シテハ殊ニ礼讓ヲ厚クシ信義ヲ重ンス可シ

第十七條 生徒ハ常ニ学業ニ励ミ実業ヲ働キテ節儉力行ノ徳ヲ養ヒ又飲食ヲ節シ肌膚ヲ清潔ニシ総テ摂養ノ道ヲ守リテ気力ヲ壮健ニセンコトヲ勉ム可シ

## 第八章 罰則

第十八條 本校ニ於テハ怠惰不品行ノ者ト雖トモ勉メテ之ヲ教化ス然レトモ到底教化ノ目的ナキモノハ之ニ退学ヲ命ス

## 第九章 寄宿舎規則

第十九條 本校ノ寄宿舎未タ生徒全員ノ需要ニ応スルニ足ラサルヲ以テ人員ヲ限り寄宿セシム

第二十條 入舎ヲ望ム者ハ幹事ニ就キテ万事ノ指揮ヲ受ク可シ生徒ノ在学注保証書ニ記

名セル父兄若クハ保証人該生徒ノ寄宿ニ関スル事項ニ付キ一切其責ニ任ス可シ

第二十一條 入舎生ニシテ病氣ニ罹ルトキハ醫師ヲ招キ之ニ療養ヲ加フ可シ但シ薬価ハ  
自弁タルヘシ薬価ヲ払フ能ハサル者ハ此限ニ非ズ

第二十二條 舎内ニ舎長一名ヲ置キ入舎生ノ行状ヲ監査セシム但舎長ハ生徒中ヨリ品行  
方正学力優等ナル者ヲ撰ンテ之ニ任ス

第二十三條 寄宿生ハ謹慎恭敬ヲ旨トシ室内ノ掃除衣服ノ洗濯等ヲ怠タルコトナク総テ  
静肅ト清潔ヲ努ムヘシ

第二十四條 寄宿生ハ起臥就食浴場外出帰舎等定刻ヲ守ル可シ

第二十五條 寄宿生ハ節儉ヲ旨トシ無益ニ金錢物品等ヲ消費セサル様注意シ諸雜費ハ精  
細ニ記載シ置キ毎月末ニ精算表ヲ父兄若クハ保証人ニ送付ス可シ

第二十六條 來訪者ニハ必ス幹事ノ認可ヲ得タル後応接所ニ於テ面会ス可シ

第二十七條 寄宿生疾病ノ故ヲ以テ欠課スル時ハ幹事ノ認許ヲ受ク可シ

第二十八條 寄宿生ハ月末ニ於テ幹事ノ許可ヲ得帰宅スルコトヲ得

③「教員職務心得(1890年9月2日)」(小橋 1890i)

第一條 本校ノ教員タルモノハ本校附属ノ教師室ニ住居シ善良ノ品行ト模範ヲ顯ハシ凡  
テノ場合ニ於テ生徒ヲ教訓スベキモノトス

第二條 本校ノ教員タルモノハ基督教主義ノ実業的教育ノ為ニ畢生ノ力ヲ尽ス決心ヲ有  
スベキモノトス

第三條 教員ハ生徒学力ノ進否ヲ觀察シ之ヲ時々博愛社々員ニ報告スベキモノトス

第四條 本校ノ教員ハ午前ノ授業午後ノ実業夜ノ復習時間ニ於テ生徒ヲ教訓シ且之ヲ監  
督スルモノトス

第五條 教員ハ月末学期末ニ於テ生徒ノ学力ヲ試験スルモノトス

第六條 教員若シ教育上ニ意見アルトキハ博愛社々長ト協議シ之ヲ博愛者々員ニ囃リ然  
ル後実行スルモノトス

④「教員採用手続(1890年9月2日)」(小橋 1890j)

第一條 本校ノ教員ハ博愛社々員多数ノ推挙ニヨリテ聘用スルモノトス

第二條 教員ヲ解職スル事モ博愛社々員多数ノ意見ニヨリテ定ムルモノトス

第三條 生徒尚少数ナルトキハ教員一人ニシテ之ヲ受持タシムルト雖トモ生徒ノ増加ス  
ルニ従ヒ教員ヲ増加スルモノトス

⑤「教科用書籍及器械目録(1890年9月2日)」(小橋 1890k)

修身科 聖書(基督教ノ經典) 和漢洋金言 人物言行談(定マリタル書籍ヲ用ヒズ口授ニテ  
教ユ)

読書科(以下、内容については下図を参照のこと)

英語科

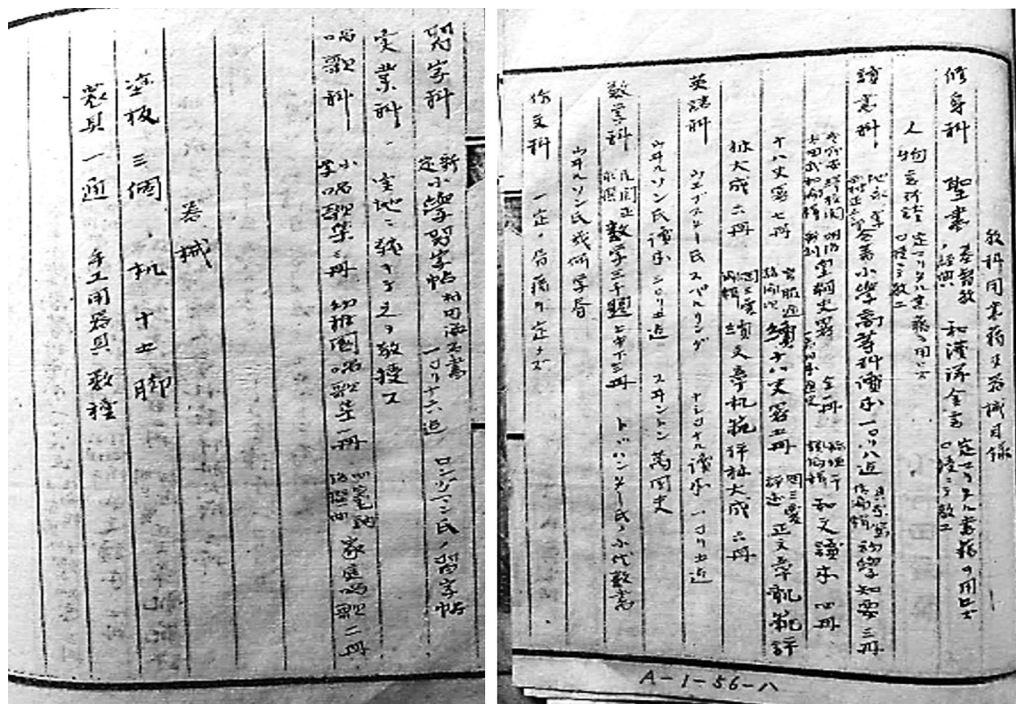


図1 「教科用書籍及器械目録」

- 数学科
- 作文科
- 習字科
- 実業科
- 唱歌科

以上、1890年9月2日に勝之助が兵庫県に向けて提出した「認可願」の内容を見てきた。この申請の直後に小野田鉄弥に対する「教員仮免許」交付願いを兵庫県へ提出している(9月18日)(小橋 1890)。ところが、同月30日に兵庫県側からは矢野村役場を通じて「認可願」等の内容に対する修正指示が出された(記名は学務主任書記・當端清太郎)。その内容を一部抜粋すると下記の通りである(當端清太郎 1890)。

- 一 基督教主義トハ如何ナル主義ナリヤ判明セズ
- 一 総テ校名ノ上ニ私立ノニ文字ヲ付スヘシ
- 一 各学科授業ノ要旨ヲ掲クヘシ
- 一 第五条 授業時間ハ長キニ失ス又適宜ニ伸縮スルヲ許サレス
- 一 第九条 入学生ハ尋常科ヲ卒業セラルモノニ限り満一四才以上ニアラサレハ入学セシム可ラス
- 一 学科表聖書ヲ以テ修身ノ教科書トナスハ妥当ナラス

一 教員採用手続第三条ハ取除クヘシ

上記の内容で注目すべきは「基督教主義」を掲げたこと、「修身」の教材として聖書等を挙げたことについて兵庫県側からの異議が示されたことである。これらに対して博愛社側は直ちに修正を試みているが、結果的には最初の学校設立認可願いは「失敗」に終わったと言えよう。しかし、勝之助らは認可を待たずに試験的に教育事業をスタートさせており、「博愛社普通学校を設立せんと目下計画中なり今日に至るまで試みに七人程の子弟に実業的教育を施し見るに実に好結果あり」として基督教主義に基づいた実業的教育の成果に自信をのぞかせてもいた(小橋勝之助 1890d : 8)。

いずれにせよ、上記のように行政から「異議」と「修正指示」が示された背景として、90年10月に発布された「教育ニ関スル勅語(以下:教育勅語)」の存在があったことは想像に難くない。勝之助が「認可願」を提出した時期には、文部省内では井上毅を中心として「教育勅語」の制定作業が大詰めを迎えていた。ましてや教育勅語体制下での徳育の涵養、つまり「修身」の教授に際して「聖書」をその主たる教材として扱うことは、義務教育外の私立学校といえども国の教育政策の方向性と全く相容れないことは間違いないだろう。

2) 2度目の博愛社普通学校の設立認可願—1891年1月

前節でみたように、勝之助らは博愛社普通学校の設立認可を得られなかった。県側からの指摘事項に対し、博愛社側は「認可願」や「学校規則」の内容を修正・変更し、1891年1月19日に兵庫県知事・林董に対して2度目の「私立学校設立認可願」を提出している。

最初の認可願いとの大きな違いは、「認可願」、「学校規則」、「教員職務心得」から「基督教主義」の文言を全て削除したことである。「基督教主義」は「実業的教育」と並んで博愛社における教育方針の「二本柱」ともいうべきものであり、勝之助らにとっては、この時の決断は非常に重たいものであった。以下、91年1月に兵庫県知事宛に提出した設立認可のための関連書類の内容を記しておく。なお、兵庫県側からの指摘に伴い、博愛社は今回「各学科授業の要旨」を作成し追加で提出しているが、前回存在した「英語科」、「唱歌科」が削除され、英語科に代わり「理科」を設置することとしている。

①「私立学校設置認可願(1891年1月19日)」(小橋 1891c)

- 一 設置ノ目的 徳育智育体育並行ノ主義ニ基キ資力ニ乏シキ青年ニ事業的教育ヲ施スヲ以テ目的トス(二重下線:筆者、以下も同様)
- 一 位置名称 本校ハ播磨国赤穂郡矢野村ノ内瓜生村七十番及ビ七十一番屋敷ニ設置シ私立博愛社普通学校ト称ス
- 一 学科 各学科授業ノ要旨 学期課程試験法以上別冊ノ通り
- 一 教科用書籍及器械目録 以上別冊ノ通り
- 一 入学退学ノ規則 休日 授業料 教職員心得 生徒心得 罰則 寄宿舍規則 以上別冊ノ通り

- 一 生徒ノ定員 四十人(入学生ノ年齢ハ十二年以上十七年以下トス)
- 一 教員 校員 員数及給料(教員当分ノ内壱人生徒ノ員数満ソルトキハ教員ニ名ニテ担当セシム 教員月給拾円 幹事一名無給料 舎長一人無給料)
- 一 教員ノ学力及品行(目下教員検定試験出願中ナリ)
- 一 敷地建物教場ノ坪数 敷地三百六十三坪建物建家二棟納屋三棟土蔵二棟 教場ノ坪数四十坪(朱筆にて「十三坪半」との訂正有一引用者註)
- 一 経費ノ予算
  - 収入歳額金二百四十円 博愛社々員及ビ賛成員ヨリ支出(朱筆にて「及ビ授業料収入」と加筆有一引用者註)
  - 支出歳額金二百四十円
  - 内
    - 金百二十円 教員給料
    - 金六十円 書籍及器械費
    - 金六十円 其他各種費用

右ハ今般赤穂郡矢野村ノ内瓜生村ニ於テ博愛社普通学校設置致度候ニ付キ例規ノ事項取調具申仕候間御認可相成度此段奉願候也

播磨国赤穂郡矢野村ノ内瓜生村七十番屋敷 平民 博愛社々長 小橋勝之助  
明治二十四年一月十九日

兵庫県知事 林董殿

- ②「私立博愛社普通学校規則(1891年1月19日)」(小橋 1891d)(朱筆による訂正箇所がある場合はそちらを記載：筆者註)(附 教員職務心得 教員採用手続 学校設立者履歴書 各学科授業ノ要旨 学科表 教科用書籍及器械目録 学校図面 試験採点表)

## 第一章 教育ノ目的

第一條 本校ニ於テハ徳育智育体育並行ノ主義ニ基キ資力ニ乏シキ青年ニ実業的教育ヲ施スヲ主要ノ目的トス

## 第二章 学科及学期

第二條 本校学科卒業期限ヲ五ヶ年ト定ム 内予備科ヲ二年トシ本科ヲ三年トス

第三條 本校ノ学科ヲ別冊ノ通り定ム

第四條 毎学年ヲ三期ニ分チ第一学期ハ九月一日ニ始メ十二月二十日ニ終リ 第二学期ハ一月八日ニ始メ四月二十日ニ終リ 第三学期ハ五月一日ニ始メ七月二十五日ニ終ル者トス

第三章 授業及休業

第五條 毎日授業時間ハ午前八時ヨリ正午十二時ニ至ル四時間ハ学業ヲ授ケ午後二時ヨリ四時迄ハ実業ヲ働カシメ午後七時ヨリ九時迄ヲ復習時間トス

第六條 休業定日ハ日曜日大祭祝日トス

第四章 試験法

第七條 試験ハ学期試験学年試験ト二トナス 学期試験ハ学期ノ終リ 学年試験ハ学年ノ終リニ於テ之ヲ施行ス 凡テ試験ハ毎科得点百点ヲ以テ満点トス

第八條(朱筆にて削除一引用者註)

以下略(全30条)

③「教員職務心得(1891年1月19日)」(小橋 1891e)

第一條 本校ノ教員タルモノハ本校附属ノ教師室ニ住居シ善良ノ品行ト模範ヲ顕ハシ 凡テノ場合ニ於テ生徒ヲ教訓スベキモノトス

第二條 本校ノ教員タルモノハ実業的教育ノ為ニ畢生ノ力ヲ尽ス決心ヲ有スベキモノトス

第三條 教員ハ生徒学力ノ進否ヲ觀察シ之ヲ時々博愛社々員ニ報告スベキモノトス

第四條 本校ノ教員ハ午前ノ授業午後ノ実業夜ノ復習時間ニ於テ生徒ヲ教訓シ且之ヲ監督スルモノトス

第五條 教員ハ学期末学年末ニ於テ生徒ノ学力ヲ試験スルモノトス

第六條 教員若シ教育上ニ意見アルトキハ之ヲ博愛社々員評議会ニ謀リ然ル後実行スベキモノトス

④「教員採用手続(1891年1月19日)」(小橋 1891f)

第一條 本校ノ教員ハ博愛社々員評議会ノ推薦ニヨリテ聘用スルモノトス

第二條 教員ヲ解職スル事モ博愛社々員評議会ノ決議ニヨリテ定ムルモノトス

⑤「各学科授業の要旨(1891年1月19日)」(小橋 1891g)

修養科 本科ハ最モ貴重ナル徳性ノ涵養ヲ主トスル学科ニシテ和漢洋の金言を拔萃之を教ヘ又和漢洋人物の善行を談話シ以テ徳性上ノ知識ヲ附与シ徒ツテ正直ナル感情ヲ惹起サシメ是ハナスベキコト是ハ為ス可カラザル事等善悪邪正ヲ判別スベキ徳性上ノ弁別力又決定力ヲ養ヒ教師之ガ模範ヲ示シ生徒ヲシテ之ヲ躬所実践セシムルモノナリ

読書科 本科ハ普通学科中最モ緊要ナル科目ニシテ文芸學術即チ諸学科ヲ修ムルノ基礎トモ云フベキナリ故ニ地理歴史理科經濟倫理ノ書籍ニ由テ教授シ思想ヲ表出スル言語文章ヲ了解修練セシメ生徒ヲシテ民間普通ノ文章ヲ通セシメ書面ニテ他人ノ思想ヲ悟

り併セテ己ノ思想ヲ他人ニ達スベキノ力ヲ養ヒ他日世ニ立チ業ヲ営ミ人ト交ルニ差支  
ナク且益々其業務ヲ攻進シ且ハ諸学科ヲ攻究スルノ階梯タラシムルナリ

英語科(削除) 当今我国ノ有様ハ万国トノ交際次第ニ緊トナリ内地雑居モ遠カラズ行  
ハレントスルノ際世界ノ言語トモ称スベキ英語ヲ修練セシムトキハ世ニ立チ業務ヲ取  
リ且高尚ナル諸学科ヲ攻究スルニ大ナル裨益アリ是レ英語科ヲ教授スル所以ナリ

理科(朱筆) 理科ハ萬有ノ現象即禽獸(以下, 略)

数学科(略)

作文科(略)

習字科(略)

実業科 我国の富徳ヲ図ルニハ必ず実業を起こさざる可らず実業ヲ起サント欲セバ青年  
ニ実業教育ヲ施シ実業上ノ知識ト之が実地ノ演習ヲア典へざる可ラズ蓋し我国目下急  
務中ノ急務なり(以下, 略)

#### ⑥試験採点表(略)

以上、91年1月の「設立認可願」などの内容を記してきたが、ここで2つの変更点について確認しておきたい。まず、先述のように「基督教主義」の文言が削除されているが、この2度目の設立認可に向けた動きに合わせて『博愛雑誌』9号(1891年1月)では、教育勅語を称賛する内容の記事が掲載されている。その内容は「勅語の註釈其二なり我叡聖文武なる皇帝陛下風に教育の忽にすへらざるを叡慮遊はされ之か普及を其當局の有司に命し又親しく勅語を下して其方針を示し給ひ」、「蝸牛に等しき吾身も真の神の冥助に因り勅語に因て表示せられたる天皇陛下の聖旨を奉戴し後生教育の任に當らんと欲す之れ吾人が過去を回想すると共に聯起し來れる決心なり」(小野田 1891a:6-7)というものである。これは普通学校設立の再出願に向けた外部(県当局)への明確なアピールともとれる<sup>2)</sup>。

また、英語科から理科への学科変更についても、『博愛雑誌』16号(91年8月)に勝之助によってその理由が説明されているので確認しておきたい。勝之助によれば、英語科を設置しない理由は次の2点である。第1にその必要性が当面見いだせないという理由である。彼によれば「我普通学校は固り高等なる実業学校にあらず…(中略)…故に來学の生徒は卒業後直に実業に就く者其多きに居るや必然の勢なり故に日常必須の知識を發達し万事に之を応用し得んか為め」、英語の勉強に労力を取られ他の科目の勉強に悪影響が出ることは避けなければならないという(小橋 1891h:5)。第2の理由として授業「時間の不足」である。英語の授業を設定する時間的余裕がないため、学力優秀な者には他日、「英語夜学会を設けて之を教授」することを計画していると勝之助は述べている(小橋 1891h:6)。

年	第一	第二	第三	第四
算学科	算術	算術	算術	算術
国文科	国語	国語	国語	国語
理科	算術	算術	算術	算術
修身科	修身	修身	修身	修身

明治二十五年

博愛社

1-1-56

図2 「博愛社婦人学会」

### 3) その他の教育事業

勝之助らによって博愛社が目指した教育事業は男子を対象とした「高等普通学校」設立のみではなく、女子教育機関の設立や慈善的夜学校の設立に及んでいたことは主意書などから理解できる。そこで本節では、普通学校設立の動きとほぼ同時期にみられたその他の教育事業の展開について確認しておきたい。

まず、『博愛雑誌』6号(1890年10月)に掲載された先述の「博愛社の希望」(小橋 1890c)には、勝之助らが構想した「7つの事業」についての進捗状況が述べられている。教育事業に関する記述をみると、普通学校設立については90年9月の設立認可を兵庫県に提出した直後ということもあり「第四に起す可きものは男女の普通学校なり男生徒を教育すべき学校は之を矢野村に設置し実業的教育を施し以て実業の大切なるを事を青年の脳裏に貫徹せしめ…(中略)…是の学校設立之準備略は整ひ目下其筋へ出願中なり」とある(小橋 1890c: 6)。

次に女子教育機関については「女学校設立の計画に及ばんとす当今の見込みには女子生徒を教育すべき学校は之を赤穂町に設置し以て実業的教育を施し一家を能く治め子女を能く教育する賢婦人を養成せんとするなり」と述べられている(小橋 1890c: 6)。この女学校については、「男女の普通学校は女学校は未だ設立の計画に至らざる」とあり、勝之助存命中に女子教育機関が設立されることはなかった(小橋 1891i: 3)。

ただし、博愛社所蔵史料の中には「博愛社婦人学会」(小橋 1890m)(D-7-41所収)という史料が存在しており、普通学校・夜学校と同じく90年9月というタイミングで勝之助が女子教育機関の設立(「慈善的夜学校(貧民学校)」と同じ場所)に向けての何らかのアクションを起こそうとしていたのは間違いないだろう。参考までに同史料の内容を一部以下に記しておく(図2)<sup>3)</sup>。



- 一 本会ハ修身科, 英語科, 数学科, 作文科, 習字科, 家政科, 裁縫編物科, 音楽唱歌科等ヲ研究スル為ニ設置スルモノナリ
- 一 研究の科程概略左ノ如シ(科程表は上図参照)
- 一 右茲学科ヲ会員ノ選択ニ任セテ随意ニ研究スルヲ得
- 一 研究時間ハ午前八時より十二時迄 午後一時ヨリ三時迄 裁縫編物科ハ七時ヨリ九時迄トス
- 一 休日ハ日曜日大祭日夏季(八月一日ヨリ三十日迄)冬期(十二月二十日ヨリ一月十日迄)春期(四月一日ヨリ七日迄)トス
- 一 本会ハ赤穂塩屋村ニ設置ス  
本会ハ幹事之ヲ監督シ博愛社々長之ヲ□認ス

明治二十三年九月 博愛社

以上のことから、90年9月というタイミングで勝之助らは普通学校と夜学校・女子教育機関を同時に設立させることを企図していたことが理解できるが、いずれも年内の実現は難しく、翌年の半ばに至ってようやく普通学校の設立にこぎ着けたのであった。

## 5 私立博愛社普通学校の開校

### 1) 普通学校設立と開校

ここまでみたように、2度目の設立認可願いの働きかけは、前年の兵庫県側から示された異議に沿って修正した上での再挑戦ともいえるべきものであった。しかし、認可がすぐに下りたわけではなく、同年4月には勝之助が県庁学務課へ直談判に赴いている。そして1891年5月22日、「去ル一月十九日願私立<sup>マ</sup>孝<sup>マ</sup>校設立之件聞届候条相当教員聘用ノ上開校スベシ但開校期日ハ前以届出ツベシ」(3乙3277号)として、ついに勝之助らの悲願であった私立学校設立の認可が兵庫県知事から下った。

その後同年7月18日、勝之助は兵庫県知事・周布公平に対して「拙者設立之私立博愛社普通学校今般予科教員小野田鉄弥ヲ聘シ来ル二十五日ヨリ開校仕候間教員仮免許状写相添へ此段御届申上候也」という届けを出し、兵庫県からは7月27日に「予科」開校の認可が下りた(3甲4392号)。その2日前の25日には、私立博愛社普通学校の開校式が挙行された。『博愛雑誌』15号は、「二十五日博愛社普通学校の式を挙行せり 午前九時開会」という記事を載せており、下記のような開校式の内容を伝えている(博愛社書記 1891a: 8-9)。

- (一)讚美歌二百四十五番
- (二)聖書朗読羅馬書十二章
- (三)祈禱
- (四)讚美歌百七十四番
- (五)勅語朗読
- (六)博愛社の歌

…(中略)…

(十八)博愛社創立の始末小橋勝之助

…(中略)…

午後二時開会其より来客と共に昼餐を喫し午後は遊戯をなし乗馬をなして楽しめたり

ここで、普通学校設立に関連して2つの疑問が浮上する。1つ目は博愛社普通学校の創立日は「いつか」という問題であり、2つ目はなぜ開校されたのが「予科」のみであったのかというものである。まず、1つ目の点について。これまでの先行研究では後述する開校式が行われた91年7月25日を学校創立日と見做すものが多い。しかし、筆者は普通学校の設立日は設立認可が下りた91年5月22日であると考えている。勝之助の署名が入った「私立博愛社普通学校明治二四年度統計表」(小橋 1891j)(D-7-41所収)においても普通学校の創立年月を「明治二四年五月」としていることなどが筆者の判断の根拠である。

2つ目の点について。これまで博愛社普通学校に関連する先行研究では、兵庫県から下りた設立認可が「予科」のみであり、このことが後に小野田が岡山に去った遠因ともする研究も存在する<sup>4)</sup>。しかし、筆者が確認したところでは、上記のように学校設立認可の際には「予科」限定という文言は存在しない。あくまでも「本科」と「予科」を配した私立学校設立認可願いに対してそれを認めるというシンプルなものであった。一方で、7月18日に勝之助が出した兵庫県への開校届けは「予科」のみの開校について記載されており、「本科」については記載がない。このことから予科のみの開校を申請したのは「博愛社側」の都合であり、従来研究の見解は正確であったとは言いがたい。この背景には、同年に普通学校にいた生徒が12・13歳のみで構成(小橋 1891j)されていたことに関係があると筆者は推察する。つまり先述の兵庫県学務課からの指摘では、14歳以下の(本科への)入学は認めないとされており、先の生徒の年齢構成から本科の予備段階である予科のみを先に開校しておいて、生徒の成長とともに本科開校にこぎ着ける予定であったのではなかろうか。または、教員が「仮」免許を有する小野田一人しか存在しなかったことの影響も考えられる。いずれにせよ、91年7月に予科だけを開校としたのは兵庫県側から制約を受けたのではなく、博愛社側の主体的な判断にもとづいて行われたと考えられる。

## 2) 生徒の状況

1891年7月25日に予科のみでスタートした普通学校であったが、先述のように認可が下る以前から、勝之助らは「試験的」に生徒の教育を行っている。これらの点については、西村氏もすでに指摘しているところであり、氏はこの試験的な教育活動時に博愛社に入社していた児童らのケース検討を行っている(西村 1994: 237-274)。

普通学校開校以降の生徒の状況に関して、博愛社所蔵史料で筆者が確認できたのは、勝之助が普通学校生徒の状況を記載した先述の①「私立博愛社普通学校明治二四年度統計表」(小橋 1891j)(D-7-41所収)、②「博愛社普通学校 明治二十四年十二月月々次試験採点表」(不肖 1890)(D-7-41所収)、③「明治二五年一月三一日調 智育検査簿」(不肖 1891)(D-7-41所収)なる

表1 「私立博愛社普通学校明治二四年度統計表」

学校名称	私立博愛社普通学校		
学科	7学科		
学校所在	兵庫県赤穂郡矢野村ノ内瓜生村70番及71番屋敷		
学期年数	5ヶ年		
年中授業日数	258回		
創立年月	明治24年5月		
設置者	兵庫県赤穂郡矢野村ノ内瓜生村70番屋敷 小橋勝之助		

教員	内国人	男	1
		女	0
	外国人	男	0
		女	0
合計			1

建坪	教場	13坪半
	生徒室	16坪
	其他	67坪半
	合計	97坪

生徒数	学齢	男	24
		女	0
	学齢外	男	0
		女	0
合計			24

本年中 入学生徒数	学齢	男	24
		女	0
	学齢外	男	0
		女	0
合計			24

本年中 退学生徒数	学齢	男	0
		女	0
	学齢外	男	0
		女	0
合計			0

卒業 生徒数	学齢	男	0
		女	0
	学齢外	男	0
		女	0
合計			0

歳入金額	254円30銭7厘
歳費金額	202円65銭
1ヶ年授業料総額	0
創立費	2000円

備考 本校は明治二十四年五月に創立し同年八月に開校之故ニ歳入歳費ノ計算ハ八月ヨリ十二月迄ノ分ナリ

生徒二十四人ノ内年齢十二歳ノモノ十四人十三歳ノモノ八人トス

博愛社々長 小橋勝之助

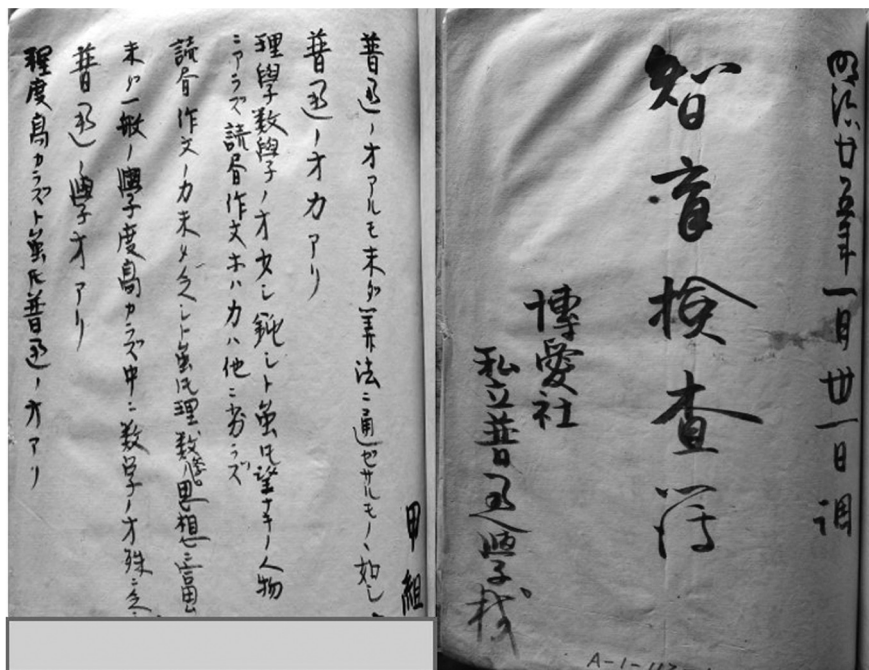


図3 「明治二五年一月三日調 智育検査簿」

史料が存在した。まず、①の内容を確認することで普通学校の概要を知ることができるので、原史料の縦書きを横書きに筆者が改めたものを上に提示しておいた(表1)。

上の「統計表」の記載事項から、13坪半の教場で小野田が中心となって24名の児童に授業を

行っていたのがスタンダードの形態であったことが窺えるが、仮に甲乙といった組分けを行っていても実際には一人の教師が二組合同で指導に当たっていたと考えるのが妥当であろう(②・③の資料から組分けがされていることがわかる)。また、91年末の時点で生徒の総数が24人、うち12歳児14人で13歳児が10人であり、博愛社普通学校が「予科」だけで開校した理由として、生徒たちの年齢構成にあったという先の筆者の指摘はこの統計表の記載を根拠としている。

ただし、同月に実施された②「博愛社普通学校 明治二十四年十二月月々次試験採点表」では試験を受けた者が19人であるため、上の統計票の人数と整合性が取れない。さらに翌年1月末時点での③「明治二五年一月三十一日調 智育検査簿」では、生徒数が甲組・乙組合わせて26人となっており、②と③で重複して氏名が記載されている生徒は13人である。③は前頁で一例を示したように「普通ノオアルモ未ダ算法ニ通ゼサルモノ、如シ」や「程度高カラズト雖モ普通ノオアリ」といった程度の簡単なメモ程度の記録である(図3)。

いずれにせよ、実際に在籍生徒全員が試験を受験したとは言えないものの、このような生徒数の増減と入れ替わりが起こった背景として、当時進められていた岡山孤児院(1887年、石井十次が岡山に設立)との提携や同年10月の濃尾大地震被災地における救済活動などの影響が考えられる。

### 3) 博愛社普通学校の「休業」

赤穂時代における博愛社は93(明治26)年3月の勝之助の逝去によって、事実上の休止の時を迎えるが、彼が創設した普通学校も同様の運命を迎えることとなった。そこで本節では、91年5月に設立され7月に開校した「赤穂時代」の博愛社普通学校がその後どのような経緯を辿ったのか、その顛末について述べていくことにする。『博愛雑誌』19号(1891年11月)を紐解くと、「岡山孤児院」という小野田鉄弥の署名記事が存在する(小野田 1891b)。その記事によれば耕作地が不足する岡山孤児院に対して「小橋勝之助氏其全産を主に捧げて之を岡山孤児院の用に供し同社々名は孤児院事業拡張の為に尽力」するため、「社員一同之れ主の望旨なりと信し熟議の末該普通学校を以て孤児院の附属と為すに決す而して後來其程度を高めて実地農業学校たらしめんことは我等の希望なり」(小野田 1891b:6)と述べられている。さらに、普通学校を岡山孤児院の付属とするに伴い、「今や孤児中二十名を選抜し瓜生村なる普通学校に送り茲に又実業的教育を施す」、「岡山に於て女子及幼児を教育し瓜生村に於て男子の稍長せし者を教育するは最も適當なるか如し」として、岡山・赤穂において教育・養育の対象児童の棲み分けを図るとした(小野田 1891b:7)。したがって先に述べた生徒達には両施設の合併に伴って岡山から赤穂へやって来た男子児童達が含まれており、「前原」某という児童が博愛社普通学校の試験採点表にその名を連ねていることからこのことが理解できよう(「前原」は石井十次が一番最初に預かり承けた男児)。博愛社と岡山孤児院の合併をめぐる経緯については他に先行する研究業績が存在するのでここでは割愛する。ともかくも『博愛雑誌』19号には以下の「社告」が掲載され、およそ2年前に勝之助らが掲げた博愛社10年構想は大きく修正されることになる(小橋 1891k:10)。そして、さまざまな状況変化の中で博愛社普通学校は「休業」を迎えることになる。

## 社告

今般社員一同協議之上弊社の事業と岡山孤児院と合同致し社長小橋勝之助の名義なる所有財産一切同孤児院へ寄附致候付博愛社普通学校は同院に附属することに相成候間此段愛児姉へ稟告す就ては以後御寄附被下候分は岡山孤児院寄附中へ算入致す可く候間此段会せて謹告候也

博愛社

上のような岡山孤児院との合併と併行して、91年10月に起きた濃尾大地震も普通学校の教育に少なからずの影響を及ぼしたと考えられる。『博愛雑誌』上の記事にみられるように、勝之助は石井十次とともに被災地の被災児童救済にあたり、91年12月時点でも澤田寸二らと同地に留まっていた。また、普通学校教師の小野田も震災直後は被災地で救済活動を行ったものの、12月には岡山孤児院の方で不在の石井に変わり施設運営にあたっており、彼自身はこのまま岡山孤児院の事業に専従していったと考えられる(博愛社書記 1891b)<sup>5)</sup>。そして岡山からは「高橋竹千代」なる人物が普通学校教師として赤穂に派遣されてきたようであるが、1892年2月22日には岡山孤児院から博愛社にやって来ていた児童23人とともに岡山に帰ってしまった(博愛社史研究会編 2011:39)。

これらのことから、92年2月の時点の普通学校において教育にあたっていたのは勝之助と弟・実之助の2人であったと思われるが、勝之助自身も体調の悪化によってしばしば病臥にふししており、カリキュラムに沿った授業を実施することは困難だったようである。以上のような状況から、勝之助は3月22日に「今般本校予科教員小野田鉄弥辞職被致適当之後任者無之候ニ付本月二三日ヨリ八月三十一日迄臨時休業仕候間此段御届申上候也」という「臨時休業御届」(小橋 1892)(D-7-41所収)を兵庫県へ提出し、普通学校を「休業」させることへ踏み切った。

ただし、この届け出によって直ちに博愛社における教育活動が休止したわけではなく、あくまでも規則に定めた正規のカリキュラムを進めていくことが困難であったためにとられた「当面の措置」であったように考えられる<sup>6)</sup>。しかし、実際には勝之助の長期にわたる北海道などへの視察旅行と帰郷後の彼自身の体調の悪化などもあって、92年10月13日の記録をもって勝之助自身が児童らに授業を行った形跡そのものをみる事が出来なくなった(博愛社史研究会編 2011:106)。そして、結果的には勝之助自身が他界する93年3月12日まで「休業」状態が解かれることはなく、校主・勝之助の他界によって、93年6月2日には休業中の普通学校存続に関する問い合わせが矢野村役場から小橋家を継いだ小橋良之助宛に出されている([普通学校存続に関する問合せ])(D-7-42所収)。この問い合わせに対して良之助ではなく小橋実之助が「私立博愛社普通学校儀教員欠乏ノ為メ休校中校主小橋勝之助死亡致候ニ付キテハ私儀悉皆引受継続維持致候又適当ナル教員見當り次第開校致可候間此段御届申上候也」(小橋実之助 1893)(D-7-42所収)という学校継続の意思を示す回答を兵庫県知事に対して行った。結局は赤穂の地で普通学校を再開させる機会は訪れず、実之助は大阪の地で博愛社普通学校を再興を期すことになる。

以上、本章では開校以降の博愛社普通学校の状況を追ってきた。岡山孤児院との合併や濃尾地震、勝之助自身の体調悪化などの博愛社を取り巻く状況の変化によって、結果的には普通学

校というシステムを維持していくことが困難となり、92年3月には「休業」状態となったことが確認された。したがって史料に残された記録の上では、勝之助自身が構想した博愛社普通学校は91年5月の設立からわずか10ヶ月で終焉を迎えたという結末に至ったことになる。

## 6 おわりに

以上、本稿では私立博愛社普通学校の設立経緯から小橋勝之助の他界まで、すなわち赤穂時代における博愛社の教育事業の展開について述べてきた。本稿で明らかにできた点は以下の4点である。第1に学校教育にかける勝之助らの社会状況に対する問題意識と、そこから導き出された「基督教主義」と「実業的教育」という教育活動における2大方針について確認した。第2に、上記の2大方針を掲げた「私立学校設立認可願」の提出とその申請が頓挫した背景について検討した。この2つの方針を掲げた「設立認可願」や「学校規則」の存在はこれまでの博愛社史研究ではふれられてこなかった史料であり、教育行政側から修正指示を受けるまでの博愛社創立メンバーの教育にかける思いがストレートに表明された史料として重要な文書である。

そして、第3に、兵庫県学務課からの異議申し立てを受けて、再チャレンジとなった普通学校設立認可願いと博愛社側で行った方針の修正について、また、普通学校の設立と予科のみの開校となった経緯についても検討してきた。さらに、第4に岡山孤児院との合併や濃尾地震、勝之助の病と他界といった情勢の変化の中で、勝之助の決断によって普通学校が休業し、赤穂時代において学校教育が再開することなくその終焉を迎えるまでの経過を追ってきた。

本研究における筆者の課題として、1つは普通学校における教育活動・内容を具体的に検討することが出来なかった点があがる。また、普通学校に学ぶ生徒(入社児童)のケース検討についても西村氏の先行研究からそれらの再検証を進める必要がある。特に、岡山孤児院との合併・解消という動きの中で生徒達の異動状況と、博愛社における教育活動がそこからどのような影響を受けたのかという点については検討に至っていない。

2つ目に、奇しくも勝之助が他界した時期から、教育界では井上毅文相(在職期間：1893年3月7日-94年8月29日)の主導の下で実業補習教育・学校の設立機運が高まることになる。この実業補習教育は殖産興業を支えるための「職業教育」と簡易な学校教育の補習をセットにしたもので、国家のための「生産的良民」を育成するための教育システムとして、27年には国庫補助を受けるに至る事業である。そのような意味では、本稿で追ってきた勝之助らの博愛社普通学校設立をめぐる一連の主張と実業的教育を重視する方向性は、これらの実業補習教育を先取りする先駆的な活動として再評価していく必要があると筆者は考える。今後の課題としたい。

【付記】本研究はJSPS 科研費 19K02228(「博愛社と大阪社会事業の総合的研究」)の助成を受けたものであり、倉持(2013；2015)に加筆・修正を加えたものです。

### 注

- 1) 澤田による貧困の原因分析とは、まず「(甲)外因 働く機会を失ふもの」は「(一)天災—暴風大閉旱」、  
「(二)不適當なる教育」、「(三)不善なる境遇社交」、「(四)衛生の不完全」、「(五)不適當なる法律制度」、

- 「(六)経済界の悪況 (い)商工業の変動, (ろ)人口の過剰, (は)分配不平等」であり, 「(乙)内因 働くことを欲せざるもの」は, 「(一)懶惰」, 「(二)放蕩」, 「(三)無独立心」, 「(四)無定見」, 「(五)飲淫其他遺傳的不善なる習慣家庭教育及び悪しき境遇の感化によれる結果」というものであった。
- 2) ただし, 『博愛雑誌』15号に掲載された「博愛社通則」(小橋 18911:3-6)では, その第5条に「本社ハ基督教ヲ以テ德育ノ基本トス」と明記されている。つまり学校教育に限定した規則などでは削除しているが, 博愛社という慈善事業体全体の理念としては, 「基督教主義」の全面に打ち出していたことに留意する必要がある。
  - 3) ただし, 「博愛社婦人学会」に記載された内容は, 同時期に神戸市内に設立された神戸婦人学会の「略則」の内容に酷似しており, 勝之助自身による発想によって本史料が作成されたとは言いがたい。
  - 4) 例えば, 『春夏秋冬恩寵の風薫る—博愛社創立百年記念誌』では, 「博愛社本部はその始め普通学校を予定していたが, 簡易科(予科2年)のみの認可となり, 本科を含めての認可は困難であった。この間の事情が小野田鉄弥を岡山孤児院に赴かせる一因となったかもしれない」(博愛社編 1990:242)と指摘がされている。
  - 5) ただし, 小野田鉄弥とその家族が赤穂からの転出届を出したのは, 1892年4月1日である。
  - 6) 勝之助の日誌『天路歷程』の記録によれば, 高橋と岡山孤児院の児童らが去った翌日・1892年2月23日から勝之助が残った児童の組分けを行い, 授業を継続的に実施している様子が理解できる。

**引用・参考文献** [ ]は無記名記事であるがその内容から倉持が著者を判断したもの。

- 博愛社編(1906)『明治38年度博愛社事業報告書』。  
 博愛社編(1907)『明治39年度博愛社事業報告書』。  
 博愛社編(1909)『明治41年度博愛社事業報告書』。  
 博愛社編(1910)『明治42年度博愛社事業報告書』。  
 博愛社編(1911)『明治43年度年報』。  
 博愛社編(1912)『明治44年度博愛社事業報告書』。  
 博愛社編(1913)『明治45年 大正元年度博愛社事業報告書』。  
 博愛社編(1914)『大正2年度博愛社事業報告書』。  
 博愛社編(1914)『大正3年度第1学期 教案 第2, 3学年』。  
 博愛社編(1915)『大正3年度博愛社事業報告』。  
 博愛社編(1916)『大正4年度博愛社年報』。  
 博愛社編(1917)『大正5年度博愛社年報』。  
 博愛社編(1918)『大正6年度博愛社年報』。  
 博愛社編(1919)『大正7年度博愛社事業年報』。  
 博愛社編(1920)『大正8年度博愛社事業年報』。  
 博愛社編(1921)『博愛社 大正9年度年報』。  
 博愛社編(1922)『大正10年度博愛社事業年報』。  
 博愛社編(1923)『大正11年度博愛社事業年報』。  
 博愛社編(1924)『大正12年度博愛社年報』。  
 博愛社編(1925)『大正13年度博愛社事業年報』。  
 博愛社編(1926)『大正14年度博愛社事業年報』。  
 博愛社編(1927)『大正15年 昭和元年度博愛社事業報告書』。  
 博愛社編(1928)『昭和2年度博愛社事業報告書』。  
 博愛社編(1933)『小学校校長許可書』。  
 博愛社編(1941)『博愛社要覧—創立五十年記念』。  
 博愛社編(1920)〔『博愛社沿革史』〕。  
 博愛社編(1927)『財団法人博愛社概覧』。  
 博愛社編(1937)『財団法人博愛社概覧』。  
 博愛社編(1951以降)『博愛社学校沿革史』。

- 博愛社編(不詳)『明治43年度ヨリ 証書授与原簿』。
- 博愛社編(不詳)『退学生学籍簿』。
- 博愛社編(不詳)『卒業生学籍簿』。
- 博愛社編(不詳)『大正13年度以降 卒業証書授与原簿』。
- 博愛社編(不詳)『修了証書台帳』。
- 博愛社編(不詳)『大正14年度以降賞品授与名簿』。
- 博愛社編(1990)『春夏秋冬恩寵の風薫る—博愛社創立百年記念誌』博愛社。
- 博愛社史研究会編(2011)『天路歷程：小橋勝之助日記』博愛社。
- 博愛社書記(1891a)「本社記事(七月)」『博愛雑誌』16, 8-9。
- 博愛社書記(1891b)「時事」『博愛雑誌』20, 10。
- 菊池義昭(2015)「岡山孤児院の茶臼原農場学校の開校と実習教育に関する資料」『中国四国社会福祉史研究』14, 41-57。
- 菊池義昭「茶臼原農場学校で作成した『大正六年度茶臼原農場学校実習要綱』について」『東北社会福祉史研究』34, 113-105。
- 小橋実之助(1893)「御届」(D-7-42所収)。
- 小橋実之助(1895)『博愛社略史』博愛社。
- 小橋勝之助(1890a)「博愛社略則」『博愛雑誌』1(綴込)。
- 小橋勝之助(1890b)「博愛社の主意書」『博愛雑誌』1, 3-7。
- 小橋勝之助(1890c)「博愛社の希望」『博愛雑誌』6, 4-9。
- [小橋勝之助](1890d)「我国の二大欠点」『博愛雑誌』8, 7-9。
- 小橋勝之助(1890e)「愛国心」『博愛雑誌』3, 3-6。
- 小橋勝之助(1890f)「救貧策」『博愛雑誌』2, 3-6。
- 小橋勝之助(1890g)「私立学校設置認可願(1890年9月2日)」(D-7-41所収)。
- 小橋勝之助(1890h)「博愛社普通学校規則(1890年9月2日)」(D-7-41所収)。
- 小橋勝之助(1890i)「教員職務心得(1890年9月2日)」(D-7-41所収)。
- 小橋勝之助(1890j)「教員採用手続(1890年9月2日)」(D-7-41所収)。
- 小橋勝之助(1890k)「教科用書籍及器械目録(1890年9月2日)」(D-7-41所収)。
- 小橋勝之助(1890l)「教員仮免許願」(D-7-41所収)。
- [小橋勝之助](1890m)「博愛社婦人学会」(D-7-41所収)。
- 小野田鉄弥(1890a)「実業的教育」『博愛雑誌』2, 7-9。
- 小野田鉄弥(1890b)「教育家に望む」『博愛雑誌』5, 5-7。
- 小橋勝之助(1891a)「社会の改良」『博愛雑誌』12, 3-6。
- 小橋勝之助(1891b)「伝道と実業的教育」『博愛雑誌』10, 4-6。
- 小橋勝之助(1891c)「私立学校設置認可願(1891年1月19日)」(D-7-41所収)。
- 小橋勝之助(1891d)「私立博愛社普通学校規則(1891年1月19日)」(D-7-41所収)。
- 小橋勝之助(1891e)「教員職務心得(1891年1月19日)」(D-7-41所収)。
- 小橋勝之助(1891f)「教員職務心得(1891年1月19日)」(D-7-41所収)。
- 小橋勝之助(1891g)「各学科授業の要旨(1891年1月19日)」(D-7-41所収)。
- [小橋勝之助](1891h)「博愛社普通学校学科に英語科を設けざる理由」『博愛雑誌』16, 4-6。
- 小橋勝之助(1891i)「明治二十三年博愛社事業報告」『博愛雑誌』9, 1-5。
- 小橋勝之助(1891j)『博愛社普通学校明治二四年度統計表』(D-7-41所収)。
- [小橋勝之助](1891k)「社告」『博愛雑誌』19, 10。
- 小橋勝之助(1891l)「博愛社通則」『博愛雑誌』15, 3-6。
- 小橋勝之助(1892)「臨時休業御届」(D-7-41所収)。
- 倉持史朗(2013)「博愛社における学校教育の史的展開(1)」『大阪「博愛社」の歴史的研究』70-80。
- 倉持史朗(2015)「博愛社における学校教育の史的展開(2)一私立博愛社普通学校創立期を焦点として」『大阪



- 「博愛社」の研究—125年の歴史的検証』1-28。
- 岡田二郎編(1902)『博愛社』博愛社。
- 小野田鉄弥(1891a)「明治二十三年の回想」『博愛雑誌』9, 5-7。
- 小野田鉄弥(1891b)「岡山孤児院」『博愛雑誌』19, 2-10。
- 伊藤彌彦編(1986)『近代教育史再考』昭和堂。
- 小山静子(2002)『子どもたちの近代—学校教育と家庭教育』吉川弘文館。
- 室田保夫編集代表(2010)『博愛社所蔵史料仮目録』博愛社。
- 西村みはる(1994)『社会福祉実践思想史研究』ドメス出版。
- 澤田寸二(1891)「貧民と実業的教育」『博愛雑誌』16, 2-4。
- 田澤薫(2009)『仙台基督教育児院史からよむ 育児院と学校』東北大学出版会。
- 當端清太郎(1890)「[矢野村長に対する学務主任書記からの指示書]」(D-7-41所収)。
- 山住正己(1987)『日本教育小史—近・現代』岩波書店。
- 不肖(1893)「[普通学校存続に関する問合せ(矢野村役場)]」(D-7-42所収)。
- 不肖(1951以降)『博愛社学校沿革史』博愛社。

博愛社における教育事業の展開

巻末資料1 「博愛社教育事業関連年表1890年1月1日—1894年3月12日」

日 時	博愛社 学校関連事項	一般 学校関 連事項	典拠資料名(頁数)
1890(明治23)年1月1日	博愛社創立宣言		『春夏秋冬恩寵の風薫る』p.32
1890(明治23)年1月1日	『博愛社略則』の前文(呼びかけ文)		『博愛雑誌』1(総じ込み文書)
1890(明治23)年4月1日	『博愛社略則』を定める		『博愛雑誌』1(総じ込み文書)
1890(明治23)年4月8日	『博愛雑誌』の出版許可が下りる		『博愛雑誌』の出版許可書(D-7-40所収)
1890(明治23)年9月2日	普通学校設立認可願, 矢野村長・山嶋亭助を通じて, 兵庫県知事・林董に提出		『博愛社学校沿革史』p.1 『社会福祉実践思想史研究』p.271 「私立学校設置認可願(1890.09.02付)」(D-7-41)
1890(明治23)年9月2日	「私立博愛普通学校の規則」(校主小橋勝之助)		『社会福祉実践思想史研究』p.266 「博愛社普通学校規則 90.09.02」及び付表(D-7-41所収) 「博愛社普通学校規則 91.01.19」及び付表(D-7-41所収) 「矢野村長に対する学務主任書記からの指示書(D-7-41所収)」
1890(明治23)年9月18日	小野田鉄弥への「教員仮免許願」(を兵庫県へ提出)		「教員仮免許願」(D-7-41所収)
1890(明治23)年9月30日	矢野村長に対して, 兵庫県学務主任書記・當端清太郎からの指示書が示される		「矢野村長に対する学務主任書記からの指示書」(D-7-41所収)
1890(明治23)年9月	貧民学校(慈善的夜学校)開設		『春夏秋冬恩寵の風薫る』p.32 『博愛社要覧一創立五十年記念』 『社会福祉実践思想史研究』及び『明治二三年度博愛社事業報告』(90年12月24日, 『博愛雑誌』9, 1-5に掲載)
1890(明治23)年9月	「博愛社婦人会学」(規定)作成		「博愛社婦人会学」(D-7-14所収)
1890(明治23)年10月5日	「博愛社の希望」発表(勝之助)		『博愛雑誌』6, 4-9
1890(明治23)年10月7日		小学校令(明治23年10月7日勅令第215号)	
1890(明治23)年10月30日		教育ニ關スル勸語 発布	
1891(明治24)年1月19日	普通学校設立認可願, 兵庫県知事・林董へ提出(再)		「私立学校設置認可願 1891.01.19付」(D-7-41)
1891(明治24)年1月19日	「私立博愛社普通学校の規則」作成(校主小橋勝之助)→認可再願の添付資料		「博愛社普通学校規則 91.01.19」及び付表(D-7-41所収)
1891(明治24)年5月22日	兵庫県知事より「私立学校」の設立許可が下る		「博愛社『私立学校』設立許可書」(D-7-40所収)
1891(明治24)年7月4日	(仮)免許状(小野田鉄弥を予科教員とする)が下りる		『博愛社学校沿革史』p.1-2.
1891(明治24)年7月5日	「博愛社通則」を『博愛雑誌』15, 3-6に掲載		「博愛者通則」『博愛雑誌』15, 3-6
1891(明治24)年7月18日	博愛社普通学校「予科」開校の届出→兵庫県知事・周布公平宛		「博愛社普通学校『予科』開校届及び小野田鉄弥の仮免許複写の提出」(D-7-41所収)
1891(明治24)年7月25日	博愛社普通学校開校式		『博愛雑誌』16, 8-9
1891(明治24)年7月27日	博愛社普通学校「予科」開校の認可が, 兵庫県知事(周布公平)から下る		「博愛社私立学校『予科』開校認可」(D-7-40所収)
1891(明治24)年10月28日	濃尾大震災		
1891(明治24)年11月05日	「社告」を『博愛雑誌』19, 10に掲載		「社告」『博愛雑誌』19, 10
1892(明治25)年3月22日	「臨時休業御届」を兵庫県知事・周布公平へ提出		「臨時休業御届」(D-7-41所収) 「転住送籍御届」(D-7-41所収) 「天路歷程」(日記の複製版)
1893(明治26)年3月12日	小橋勝之助(初代社長)逝去		『春夏秋冬恩寵の風薫る』p.34
1893(明治26)年6月2日	小橋良之助に対する「普通学校存続に関する問合せ」が矢野村役場からなされる		「普通学校存続に関する問合せ(矢野村役場)」(D-7-42所収)
1893(明治26)年6月7日	小橋実之助, 普通学校継続の意思を兵庫県知事へ回答.		「御届」(D-7-42所収)
1894(明治27)年3月12日	大阪へ移転決行		『春夏秋冬恩寵の風薫る』p.35

## 巻末資料2 「『博愛雑誌』上での教育事業関連記事」

掲載号 (通巻)	発行 年月日	著者	表題	掲載頁
1	1890.05.05	小橋勝之助	博愛社の主意書	3-7
1	1890.05.05	小橋勝之助	「博愛社略則」	綴じ込み
2	1890.06.05	小橋勝之助	救貧策	3-6
2	1890.06.05	小野田鉄弥	実業的教育	7-9
3	1890.07.05	小橋勝之助	愛国心	3-6
5	1890.09.05	小野田鉄弥	教育家に望む	5-7
6	1890.10.05	小橋勝之助	博愛社の希望	4-9
7	1890.11.05	(小橋勝之助)	家庭の改良	3-8
8	1890.12.05	(小橋勝之助)	我国の二大欠点	7-9
9	1891.01.05	小橋勝之助 (明治二十三年十二月二十四日)	明治二十三年博愛社事業報告	1-5
9	1891.01.05	小野田鉄弥	明治二十三年の回想	5-7
10	1891.02.05	(小橋勝之助)	伝道と実業的教育	4-6
12	1891.04.05	(小橋勝之助)	社会の改良	3-6
13	1891.05.05	(小橋勝之助)	救貧策	5-7
13	1891.05.05	博愛社書記	四月中本社記事	9
15	1891.07.05	(小橋勝之助)	博愛社通則	3-6
15	1891.07.05	(小橋勝之助)	私立博愛社普通学校規則	6-10
16	1891.08.05	澤田寸二	貧民と実業的教育	2-4
16	1891.08.05	(小橋勝之助)	博愛社普通学校学科に英語科を設けざる理由	4-6
16	1891.08.05	博愛社書記	本社記事(7月)	8-9
19	1891.11.05	小野田鉄弥	岡山孤児院	2-10
19	1891.11.05	(小橋勝之助)	社告	10
20	1891.12.05	(小橋勝之助)	廃刊之辞	1-2
20	1891.12.05	小野田鉄弥	孤児救済	6-8
20	1891.12.05	博愛社書記	時事	10